

直轄河川事業の現状と動向

国土交通省 関東地方整備局

本日の説明内容

【国土交通省の最近の主な取り組み】

1. 平成27年度の水防法一部改正の概要
2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表
3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供
4. 平成29年度の水防法一部改正(案)の概要

1. 平成27年度の水防法改正の概要

背景

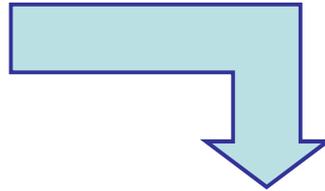
近年、現在の堤防等の施設計画を超える浸水被害が多発



H26.8避難所2階の浸水
(徳島県)

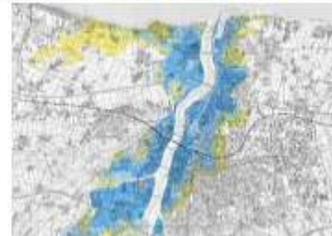


H25.8梅田駅周辺の浸水
(大阪市)

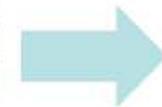


改正の概要

○ 現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表
(現行は、河川整備において基本となる降雨を前提とした区域)



河川整備において基本となる降雨を前提



想定し得る最大規模の洪水に係る浸水想定区域

<改訂により公表する情報>

	改訂前	改訂後	備考
浸水想定区域図	計画規模降雨	想定最大規模降雨	計画規模降雨(省令)
浸水継続時間		想定最大規模降雨	
ハザードマップ	計画規模降雨	想定最大規模降雨	

2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表①

①想定最大規模の洪水浸水想定区域等の公表

* 赤字の河川 想定最大規模の浸水想定区域公表済み

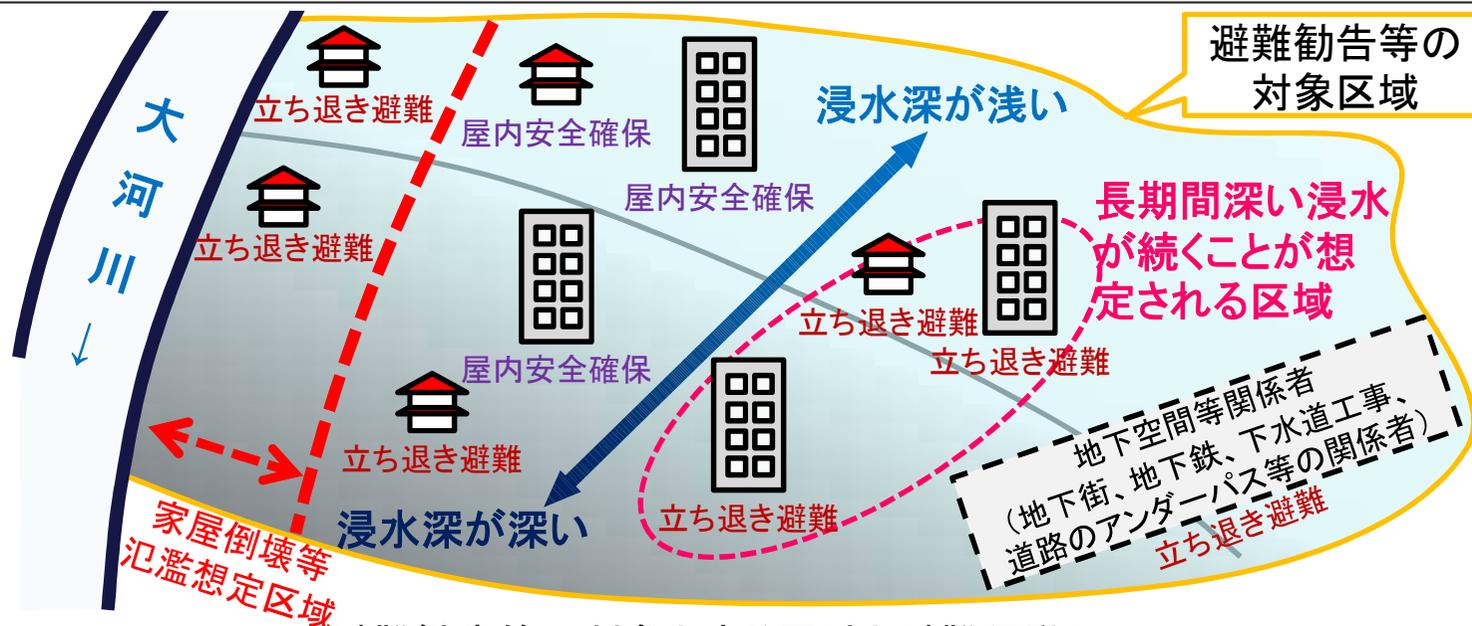
* 黒字の河川 従来の浸水区域公表済み



2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表②

②洪水浸水想定区域図の改善

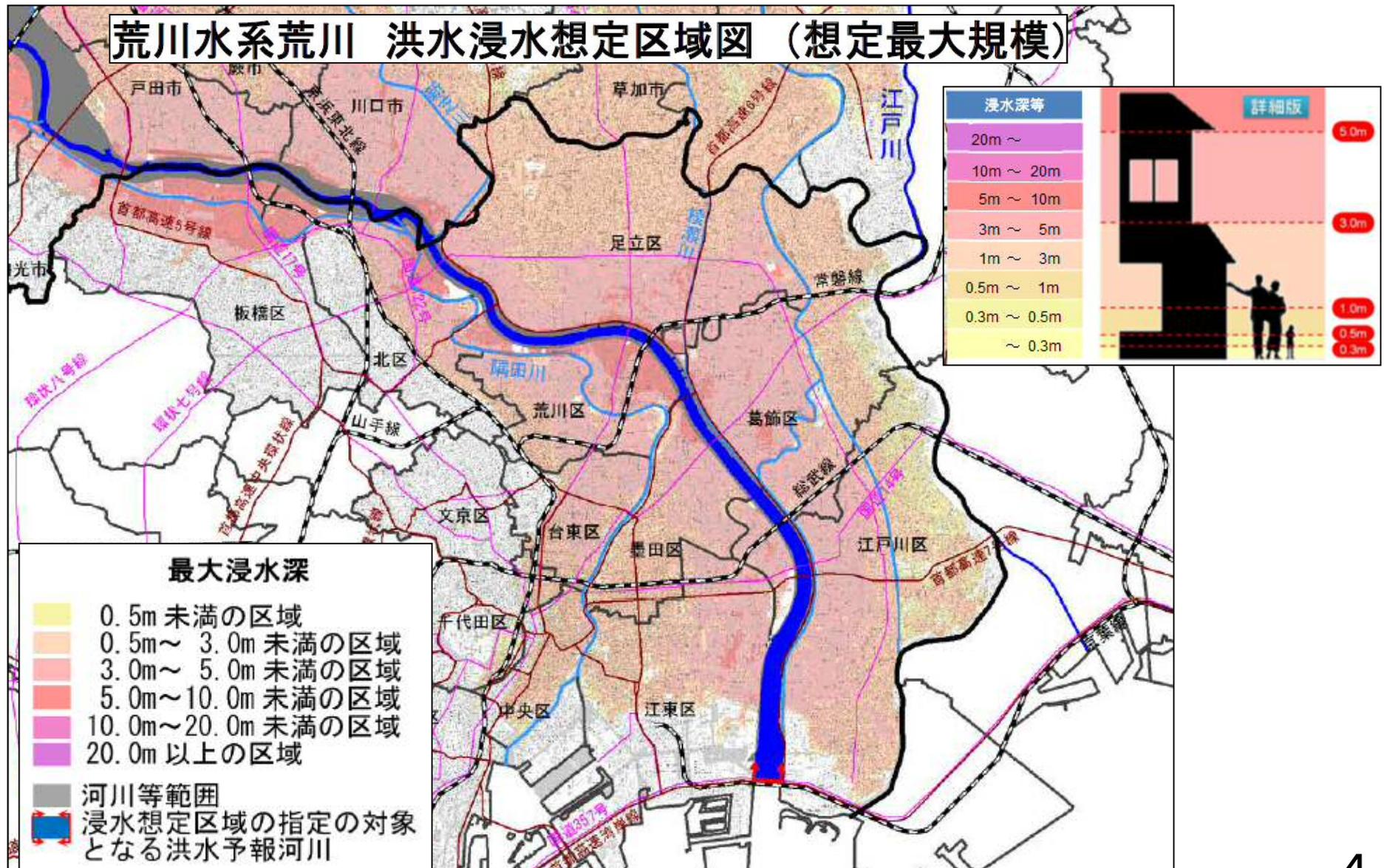
- ▶ 洪水による浸水区域、浸水深とあわせて、以下の事項も公表
 - ✓ 浸水継続時間(長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る)
 - ✓ 家屋倒壊等氾濫想定区域
- ▶ これらの情報と想定浸水深から、洪水時に水平避難が必要な区域・垂直避難が可能な区域を判定
- ▶ 避難勧告の対象区域の絞り込みや、住民の避難判断に活用



避難勧告等の対象とする区域と避難行動について

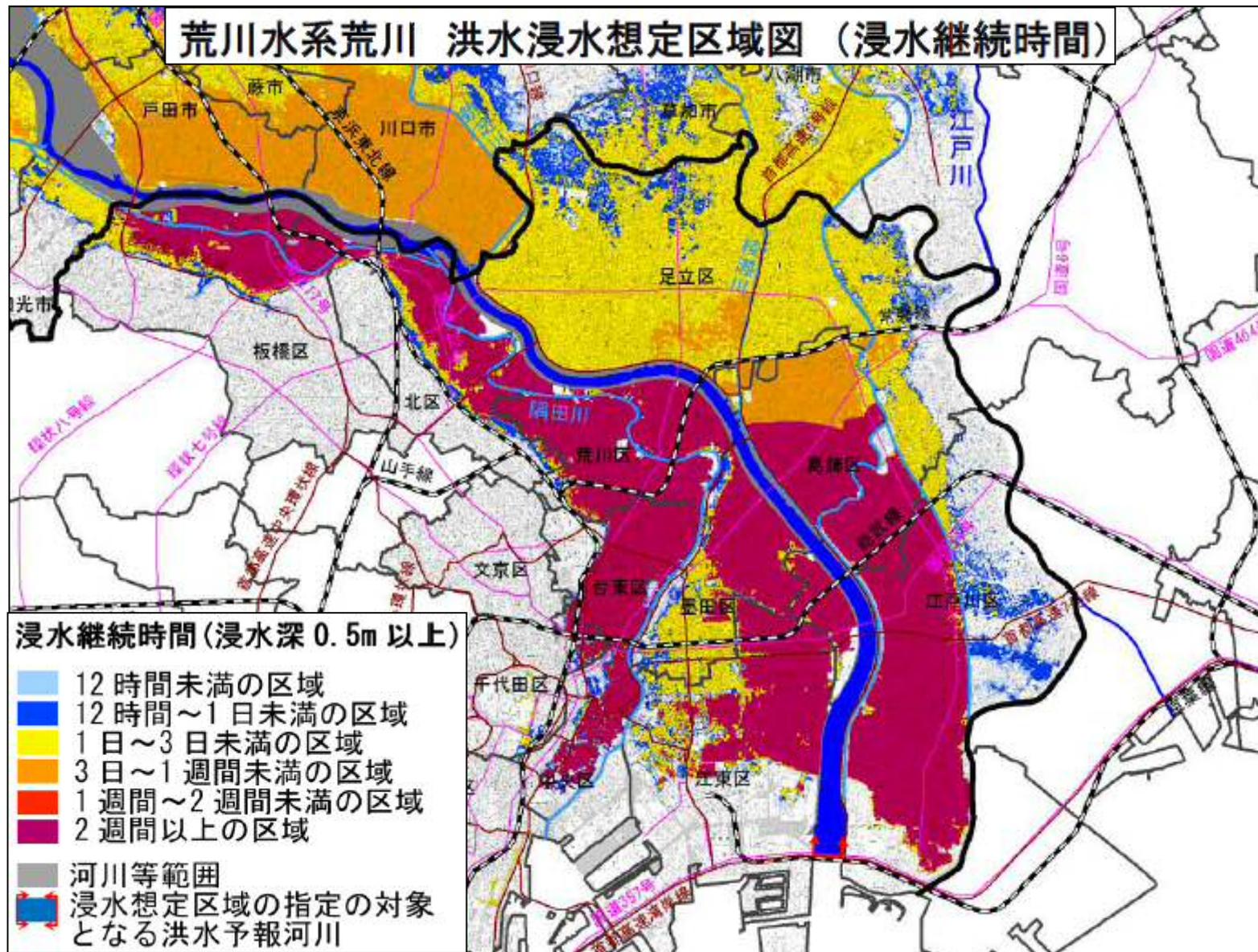
2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表③

③荒川(浸水面積・浸水深)



2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表④

④荒川(浸水継続時間)

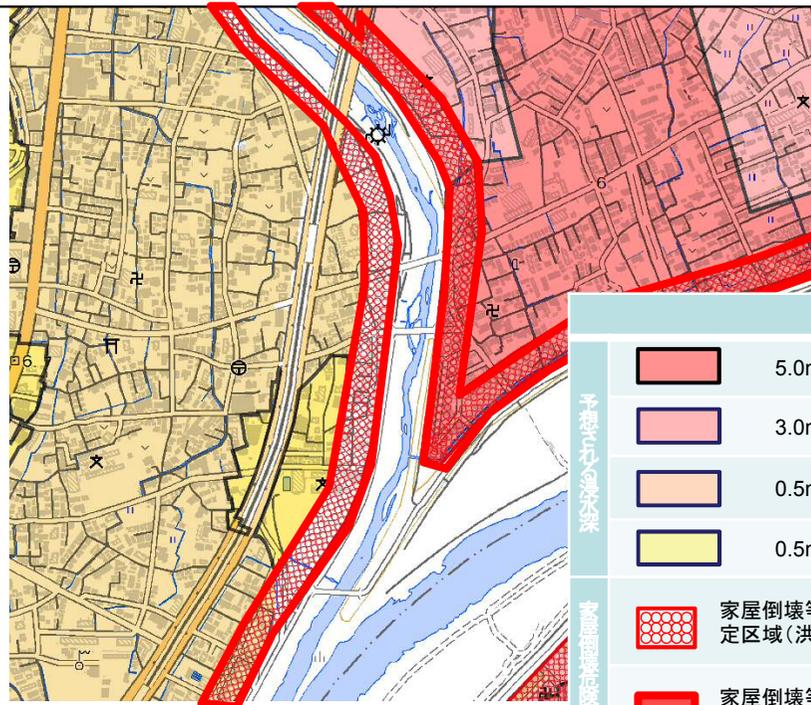


2. 想定最大規模の洪水浸水想定区域の指定・公表⑤

⑤家屋倒壊等氾濫想定区域

- 「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、堤防沿いの地域等において、洪水時に家屋が倒壊するような激しい氾濫流が発生するおそれが高い区域
- この区域では、洪水時には避難勧告等に従って安全な場所へ確実に立ち退き避難する必要があります

家屋倒壊等氾濫想定区域の例



凡例		
	5.0m以上	2階浸水
	3.0m～5.0m未満	2階浸水
	0.5m～3.0m未満	1階床上浸水
	0.5m未満	1階床下浸水
	家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水氾濫)	堤防決壊等により、木造家屋が倒壊等するような氾濫流が発生するおそれがある区域
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	木造・非木造の家屋が倒壊するような河岸侵食が発生するおそれがある区域



堤防決壊等に伴う洪水氾濫流による家屋倒壊等



河岸侵食に伴う家屋倒壊等

3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供①

①国土交通省「川の防災情報」の改良

○国土交通省では、国・都県が管理する河川の水位情報、レーダー雨量情報、監視カメラ画像等、「川の防災情報」で提供

○平成28年4月からは、パソコン利用者向けに加えスマートフォンから利用できるよう改良



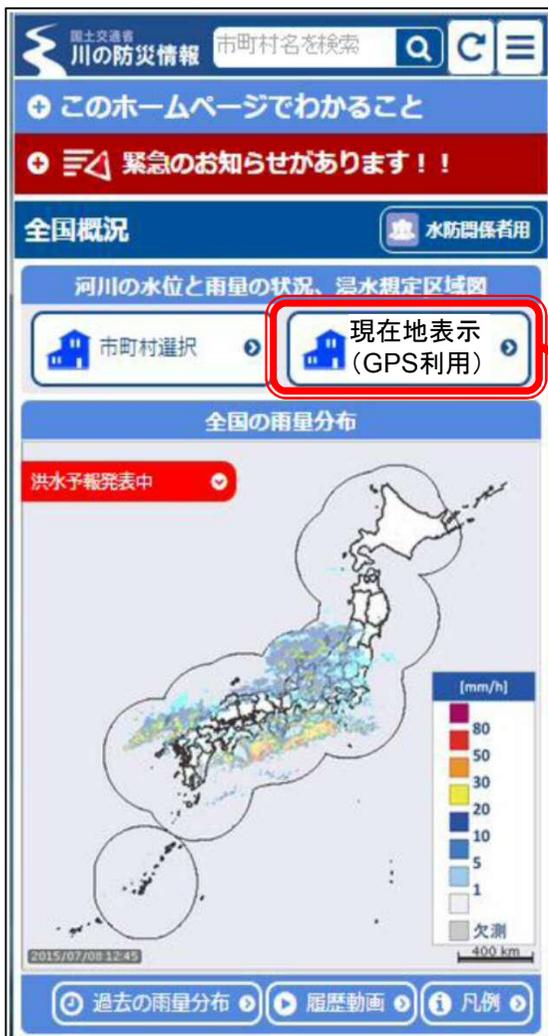
パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供②

②スマホ版「川の防災情報」

○GPS機能を利用すると、現在地の周辺の河川情報がスピーディに入手可能



3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供③

③「NHKデータ放送」から水位観測所の水位状況の入手が可能

d ①TVリモコンのdボタンを押す。

②表示項目の中から「地域の防災・生活情報」を選択

③表示項目の中から「河川水位情報」を選択

基準水位観測所における河川の危険情報が表示されます

※水防団待機水位以上の場合に表示されます

水位観測所の状況	河川名	観測所名	自治体名	増減
はん蓋危険水位	都幾川	野本	埼玉県東松山市	—
はん蓋注意水位	高麗川	坂戸	埼玉県坂戸市	↓
	引地川	石川橋	神奈川県藤沢市	—
	芦ノ湖	芦ノ湖	神奈川県箱根町	—
	小系川	中島	千葉県君津市	↓
水防団待機水位	多摩川	田園調布(上)	東京都大田区	↓
	浅川	浅川橋	東京都八王子市	↓

3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供④

④河川情報発信の多様化～:Yahoo! との連携

Yahoo!天気・災害
関連メニュー



Yahoo!ニューストピックス
関連ニュース



Yahoo!検索
河川名の検索結果

3. 避難行動のきっかけとなる河川情報の提供⑤

⑤スマートフォンの緊急速報メール機能を活用した洪水情報の配信

- 国交省が管理する全国の河川を対象にスマートフォン等の「緊急速報メール」機能を活用した洪水情報の配信を開始しており、平成29年5月からは配信エリアを拡大します
- 「緊急速報メール」は、氾濫のおそれがある場合（「氾濫危険水位」を超過した時点）及び氾濫が発生した場合に配信します

○配信文案

①河川氾濫のおそれ

【見本】

（件名）
河川氾濫のおそれ
（本文）
鬼怒川で氾濫のおそれ
鬼怒川の川島（筑西市）付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
このメールは、常総市域に配信しています。
（国土交通省）

②- i 河川氾濫発生 （河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

【見本】

（件名）
河川氾濫発生
（本文）
鬼怒川で氾濫発生
鬼怒川の〇〇市〇〇地先（〇岸、〇側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ている時。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。
このメールは、常総市域に配信しています。
（国土交通省）

※H28. 9. 5～ 鬼怒川・常総市で運用開始

※H29年出水期からは、全国直轄河川に順次拡大予定



鬼怒川での配信訓練（H28. 9. 5）

4. 平成29年度の水防法一部改正(案)の概要

背景・必要性

- 平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- 全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するため、「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築への取組が必要。

⇒ 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を実現し、
同様の被害を二度と繰り返さない抜本的な対策が急務。



【目標・効果】

洪水時の逃げ遅れによる人的被害ゼロを実現

(KPI) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施率

大規模氾濫減災協議会の設置率 { 134/367協議会[※](約37%)(2016年12月)

⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現

716/31,208施設(約2%)(2016年3月)

⇒ 関係機関と連携し、

2021年までに100%を実現

※ 現行協議会は法施行後に
法定協議会へ改組予定

※ 法定協議会の母数は見込み

4. 平成29年度の水防法一部改正(案)の概要

法案の概要

※ 水害からの的確な避難や被害拡大防止のため関係者の役割・連絡体制を時系列で整理した行動計画。

1. 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

大規模氾濫減災協議会の創設

- 国土交通大臣又は都道府県知事が指定する河川において、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を組織。
- 水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果を構成員は各々の防災計画等へ位置づけ、確実に実施。

▼協議会のイメージ

「水害対応タイムライン」(※)等を協議会で作成・点検。



市町村長による水害リスク情報の周知制度の創設

- 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市町村長が把握したときは、これを水害リスク情報(※)として住民へ周知する制度を創設。

※ 河川が氾濫した場合に浸水が予想されるエリア・水深等の危険情報

災害弱者の避難について地域全体での支援

- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化(現行は努力義務)し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現。



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

4. 平成29年度の水防法等一部改正(案)の概要

2. 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

国等の技術力を活用した中小河川の治水安全度の向上

予算制度関係

- 既存ストックを活用したダム再開発事業や、災害復旧事業等のうち、都道府県等の管理河川で施行が困難な高度な技術力等を要するものについて、国・水資源機構による工事の代行制度を創設。

民間を活用した水防活動の円滑化

- 水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与。

浸水拡大を抑制する施設等の保全

- 水防管理者が指定する輪中堤等の掘削、切土等の行為を制限。

平成29年2月 10日閣議決定